

報告論文のタイトル：上訴制度と裁判官の役割

報告者・共著者（大学院生は所属機関の後に（院生）と記入してください。）

報告者氏名：座主祥伸

所属：関西大学経済学部

共著者 1 氏名：

所属：

共著者 2 氏名：

所属：

論文要旨（800 字から 1200 字，英文の場合は 300 から 450 語）

本稿では、上訴制度がある下で、自己利益極大化を目標とする裁判官の行動について分析することを通して、裁判官の役割を考察する。

訴訟当事者が上訴を行い、その間紛争が解決しないという状況は、紛争解決を目的とする裁判所にとっては望ましいものではない。組織としては、上訴されることは望ましくなく、簡単に上訴をさせる裁判官は組織内で悪い評価を形成し、彼女の出世に悪い影響を与えるかもしれない。その結果、裁判所という組織のメンバーとして、裁判官は上訴を防止しなければならない。本稿では、上訴を避ける裁判官を分析するために、「上訴防止」に関する制約を考える。これにより、上訴制度が裁判官に与える影響を考察する。

加えて、裁判官が法律専門家として訴訟当事者を説得する努力の変数を導入する。上訴防止の範囲が存在しない場合（どちらかの訴訟当事者が上訴してしまう場合）に、裁判官の説得する結果として、裁判官の判決が当事者にとって受け入れ可能となる可能性がある。説得に関する裁判官の努力によって、判決を両当事者が受け入れ上訴しない。すなわち、専門家としての裁判官による説得が、上訴防止の範囲を生み出していると理解できる。訴訟の経済学の文脈では、両当事者が楽観的な場合には、当事者のみの交渉では和解が成立せず、結果として裁判に至ることが知られている。これは、潜在的には和解の範囲が存在しているにも関わらず、当事者が裁判結果に対して楽観的なため、和解の余剰を当事者は得ることはできず、かつ私的・公的な裁判費用も生じていることを意味する。専門家として当事者を説得する裁判官の努力は、このような当事者のみでは解決することできない問題を軽減する社会的な機能があり、これは法律専門家としての裁判官の役割のひとつであると考えられることができる。